

公益財団法人 TAKEUCHI 育英奨学会
(第9期)

2023年度 給付型奨学生募集要項

趣 旨

公益財団法人 TAKEUCHI 育英奨学会（以下、「この法人」という）は、長野県出身の理工系の学生及び長野県内の理工系の学生に対する奨学援助を行い、品行方正、成績優秀でありながら、経済的理由から修学が困難である若者たちを援助し、将来社会に貢献し得る有用な人材の育成に寄与することを目的として奨学生の募集を行います。

1. 2023年度 奨学生採用予定人数

70 数名程度

2. 奨学金の内容

(1) 奨学金の額（月額）

60,000 円／人

***この法人からの奨学金は、返済の必要はありません。**

(2) 奨学金支給期間

2023年4月から2年間

*2年後に募集の資格に該当すれば再応募することは可能とします。応募総数が多い場合は幅広い学生へ奨学支援する観点から、一度奨学生に採用された者以外の応募者を優先する場合があります。

(3) 奨学金支給時期

①初年度4月分から7月分は8月に4ヵ月分まとめて支給いたします。

②8月分以降は8月、10月、12月、翌年2月に2ヵ月分ずつ支給いたします。

3. 奨学生の応募資格

下記のいずれにも該当すると認められる者

①品行方正、志操堅固、健康で学業成績が優秀であること

②学資が豊かでないこと

③長野県内の大学院、大学、短期大学若しくは高等専門学校に通う機械工学、電気工学、制御工学等の理工系の学生、又は、長野県外の大学院又は大学に通う機械工学、電気工学、制御工学等の理工系の学生で長野県出身の者

④出願する年の4月現在において、次の学年に在籍する者

(イ) 大学院生・・・1年生

(ロ) 大学生・・・2年生 又は 3年生

(ハ) 短期大学生・・・1年生

(ニ) 高等専門学校生・・・4年生 又は 専攻科1年生

*願書の記入欄「本財団以外の奨学金の関係事項」は、漏れなく記入してください。
すでに他の奨学金（給付型・貸与型を問いません）を受けている学生にも、奨学金を支給します。ただし他団体等が重複受給を認めていない等の理由で奨学金支給決定通知後の辞退は受けられません。

4. 応募の手続

(1) 学校の推薦状

奨学金の申請を行う場合は、学校の推薦が必要です。

推薦状の書式は任意とし、願書に添付して提出してください。

(2) 願書の提出

所定の願書に下記の書類を添付し、学校を通して提出してください。

① 学業成績証明書（短期大学1年生については高校最終学年の学業成績証明書）

（大学院1年生については大学最終学年の学業成績証明書）

（高専から高専専攻科への進学及び大学へ編入の場合は
高専の最終学業成績証明書）

② 写真（最近撮影の半身脱帽のもので願書に貼り付ける）

③ 作文「現在の専門分野を選んだ理由とエンジニアとしての将来の夢」

（日本語1,000文字程度 パソコンによる作成必須）

*願書及び作文用のフォーマットはこの法人のホームページから取得して下さい

<http://zaidan-takeuchi.or.jp>

*必ず当該フォーマットで作成して下さい。

*パソコンによる作成必須 … 応募受付情報を機械で読み取りますので、願書のフォーマットとおりに、パソコン入力にて正確に作成して頂きますと受付処理が出来ない場合がございます

④ 市町村発行の所得課税証明書

（2023年4月～5月において申請した際に発行される最新の年度の所得課税証明書）

父母の年間所得について、学校に年間所得が確認できる書類として市町村発行の所得課税証明書を必ず提出し、願書に学校より相違のないことの証明を受けたうえで、願書と共に必ず提出すること。

（父母がいない場合は代わって家計を支えている主たる生計者）

*上記の(1)および(2)①～④の応募提出書類に不足・不備がある場合には、選考審査の対象外とさせていただきます。

5. 応募の締め切り

2023年5月19日（金）までにこの法人事務局へ必着でお願いします。

送付先 〒389-0605 長野県埴科郡坂城町上平 205

公益財団法人 TAKEUCHI 育英奨学会 事務局

6. 奨学生の決定通知

奨学生が決定したときは、本人及び学校に選考結果を通知します。

*奨学生の決定は、この法人の選考委員会を経て理事会で行います。

*選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

7. 奨学金の支給の停止事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の支給を一時停止することがあります。奨学生は、以下に該当するときは、速やかに代表理事に届出ること。

- (1) 休学又は長期欠席したとき
- (2) 転学・留学したとき（短期留学を除く）
- (3) 学則により処分を受けたとき
- (4) 奨学生の住所又は在留資格に変更があったとき
- (5) その他本人に関する重要な事項に変更があったとき

8. 奨学金の廃止事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の支給を打ち切ることがあります。奨学生は、以下に該当するときは、速やかに代表理事に届出ること。

- (1) 在学する学校において学籍を失ったとき
- (2) 病気その他の理由により成業の見込みがないとき
- (3) 理由なく長期にわたって欠席したとき
- (4) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (5) 奨学金申請書（添付書類を含む）の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (6) その他奨学生としての資格を失ったとき

9. 奨学生の義務

奨学生となった者は、この法人が実施する授与式・交流会（初年度1回 2023年8月11日の予定）に特別な理由がない限り参加して頂きます。出願者は応募に当たり予定が無いこと、予定を入れないようあらかじめ注意して下さい。そのうえで正当な理由なく欠席の場合は資格を取り消す場合があります。

また半年に一度在学証明書を提出、年に一度（1回目を2023年3月31日（金）、最終を2024年3月31日（日）まで）「学校指定の成績証明書」と「作文（1年間の体験・所感・研究成果等）」を提出してください。

10. その他

ご質問がございましたら、以下までご連絡ください。

（連絡先）Tel：0268-71-6870 E-mail：tzaidan@zaidan-takeuchi.or.jp

（担当）公益財団法人 TAKEUCHI 育英奨学会 事務局 田中・酒井